

保護者の皆さまへ

お子さまの
就学に向けて



令和8年4月

藤崎町教育委員会 学務課

小学校新入学手続きのご案内

10月上旬 就学時健診等通知書の送付

藤崎町に住所を有し、次年度新小学校1年生になるお子さまがいる全家庭に就学時健診等通知書を郵送します。同封の就学児童個人調査票・家庭調査票・食物アレルギー調査票等をご記入のうえ、当日ご持参ください。

なお、藤崎町は、住所によって入学する学校が指定されていますが、相当の理由があると認められる場合には、学区外の学校に入学することができます。ただし、学区外の学校までの距離が近いという理由では認められませんので、ご理解ください。

学区外就学を希望する場合は、10月中に学務課までご相談ください。

10・11月 就学時健康診断の実施

当日は、受付にて記入済みの就学児童個人調査票・家庭調査票・食物アレルギー調査票等を提出ください。

また、就学時健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科、視力、聴力、知能検査）に加えて入学説明会や学童クラブに関する案内等があります。

お子さまの体調不良で健康診断を受診できないときは、学務課までご連絡ください。

（令和8年度の予定）

- ・藤崎小学校 10月27日（火）
- ・藤崎中央小学校 11月17日（火）
- ・常盤小学校 11月10日（火）

※いずれも午後からの健診です。また、日程が変更になる場合もあります。

1月下旬 入学通知書の送付

藤崎町に住所を有し、次年度新小学校1年生になるお子さまがいる家庭に入学通知書を郵送します。

通知書には、入学する学校と入学式の日程が記載されています。

4月 入学式

藤崎町立の小学校

○通常学級

★特別支援学級

- ・知的障害学級
- ・自閉症・情緒障害学級
- ・肢体不自由学級
- ・難聴学級

青森県立の学校

★特別支援学校

一人ひとりの障がいに応じた専門性の高い教育を行う学校です。



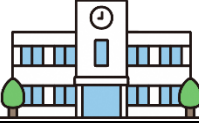
通級による指導

★黒石市立黒石小学校・平川市金田小学校

小学校の通常学級に在籍している児童が、週1～2時間程度、お子さんの状態に応じて特別な指導を行う場です。

★印「特別な教育的ニーズのあるお子さま」の就学の流れは次ページをご覧ください。

★特別な教育的ニーズのあるお子さまの就学の流れ

時期	保護者	保育所（園）・幼稚園	教育委員会
年長 4月	就学に心配のある場合、保育所（園）・幼稚園に申し出ます。		（教育相談） 事前にご連絡ください。 学務課 TEL: 40-0708 69-5010
5月	知的、自閉症・情緒、肢体不自由、難聴の特別支援学級を考えている場合、診断書が必要となるため、 <u>早めに病院を受診</u> しましょう。 5月【就学判断資料の提出】 （保護者→保育所（園）・幼稚園） ※病院やその他機関での検査結果がある場合には、書類と一緒に提出してください。	藤崎町教育支援委員会（支援委員会）で審議すべきかどうか保護者と話し合います。 	
6月	6月上旬【保護者面談】 （保護者、教育委員会） ※教育委員会が必要な情報の聞き取りを行う場合があります。 【学校見学】 見学を希望する場合は教育委員会にご連絡ください。 	6月中旬【支援委員会】 提出された書類等をもとに一人ひとりのお子さまにとって最もふさわしい教育の場について審議します。	
7月		7月～8月【子どもの行動観察】 支援委員会の専門員が保育所（園）・幼稚園を訪問観察します。	
8月	8月～9月【保護者面談】 （保護者、教育委員会、専門員） 家庭でのお子さまの様子、学校への要望等をお聞きします。お子さまと一緒にお願いします。 ※別日に検査を実施する場合があります。		
9月			
10月	【就学時健診】（入学説明会あり） ※学校によって日程が異なります	10月下旬【支援委員会】 7月からの調査結果等を基に必要な教育支援及び就学先を判定します。	
11月	【就学時健診】（入学説明会あり） ※学校によって日程が異なります。  11月上旬【就学判断結果の通知】 ※結果を基にご家族で話し合ってください。 11月中旬から下旬【就学先決定のための面談】 （保護者、教育委員会、校長）		就学時健診等通知書発送
12月			県立学校就学書類提出
1月	入学通知が届く		入学通知書発送
2月	入学に必要な学用品・お道具箱の中身など子どもと一緒に準備しましょう。		
3月			
4月	入学式 お子さんの様子で不安なこと・気になることがある場合は事前に学校に相談、確認をしましょう。 		

みなさまの疑問におこたえします



Q. 教育支援委員会ってなんですか？

A. 障がいのある幼児、児童生徒について、種類や程度等に応じ適切かつ継続的な教育的支援を行うために設置された委員会です。

Q. 教育支援委員会の構成メンバーを教えてください。

A. 委員会は、教育学、医学、心理学など、障がいのある幼児、児童生徒に関する専門的知識を有する者で構成しています。

Q. 一人の子どもに対してどれくらいの期間で判定されるのですか？

A. 様々な機関の人たちが関わって調査審議しますので、判定までには約半年ほど必要となります。

Q. 最終的に就学先を決めるは誰ですか？

A. 最終的に就学先を決めるのは保護者のみなさまとなります。

Q. 教育支援委員会の判定通りにしなければいけないのですか？

A. 保護者のみなさまが最終的に就学先を決定することになりますので、教育支援委員会の判定通りにしなければいけないということではありません。ただし、その子の適切な学びの場について、専門的知識を有するメンバーで調査審議していますので判定を参考にし、ご判断ください。

Q. 現在、特別支援学級に在籍していますが、今後判断の見直しはありますか？

A. 教育支援委員会で再度審議が必要となります。判定により在籍が変わる場合がありますので、まずは学校にご相談ください。

Q. 年度の途中からでも特別支援学級に移行することはできますか？

A. 年度途中では、原則移行することはできません。次年度4月からの入級に関しては、今年度の12月までに意思決定をしていただくことになります。

Q. 学校の特別支援教育支援員について教えてください。

A. 各小学校に4～6名程度、各中学校に2名程度配置されています。各学校では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して学習支援等を行っています。なお、限られた人数のため、支援の必要度に応じて支援員の配置を調整しています。

Q. 特別支援学級への就学を考えていますが、学習内容は通常学級と違いますか？

A. お子さまの状態によって変わります。その学年の教科書を使って学習する子もいれば、下の学年の内容を学習する子もいます。通常の学級、特別支援学級にかかわらず、大事なことは「将来の自立」です。どの学習方法で、どんな学習をすれば将来自立できるか意識しながら行っています。

Q. 通級指導教室に通いたいです。どうしたら通えますか？

A. 通級指導教室は、黒石市及び平川市に開設されています。通うためには、教育支援委員会での調査審議が必要となります。お早めに今通っている保育所（園）・幼稚園・学校の担任の先生にご相談ください。